

| 事業の種類 | 行政処分日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | ※ 事業者 点数 | 営業所 点数 |
|-------|-----------|---------------------------------------|-----------------------|--------|--------------------|-----------------------|--------------------------|---|----------------|-----------|
| 一般貨物 | 令和6年6月4日 | 株式会社ハマー(法人番号3220001018347) 代表者濱中智志 | 石川県金沢市梅田町口81番地5 | 本社営業所 | 石川県金沢市梅田町口81番地5 | 輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第4項 | 令和3年12月9日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)乗務等の記録違反(安全規則第8条)、(3)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(4)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) | 2 | 2 |
| 一般貨物 | 令和6年6月17日 | 株式会社山昌(法人番号7180001076610) 代表者田島信博 | 愛知県小牧市大字上末字新田141番地1 | 松本支店 | 長野県安曇野市豊科高家1154番地5 | 輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項 | 令和3年11月5日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反(安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項) | 2 | 2 |
| 一般貨物 | 令和6年6月20日 | ヤマシン物流株式会社(法人番号8100002025408) 代表者山崎光邦 | 長野県塩尻市大字宗賀字牧野3668番地13 | 本社営業所 | 長野県塩尻市大字宗賀71-99 | 輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第4項 | 令和3年11月24日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反一部記録なし(安全規則第10条第1項) | 1 | 1 |

| | | | | | | | | | | |
|------|-----------|---|--------------------------------|-------|------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|---|----|----|
| 一般貨物 | 令和6年6月20日 | 前橋急行運送株式会社 (法人番号 3070001002960) 代表者 安齋正剛 | 群馬県前橋市大手 町2丁目16番8号301 号室 | 長野営業所 | 長野県須坂市大字 八町1337-1 | 輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告 | 貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項 | 令和3年11月10日、監査実施。2件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録 違反(安全規則第7条第5項) | 2 | 2 |
| 一般貨物 | 令和6年6月21日 | 有限会社若葉運送(法人 番号3100002035023)代 表者渡辺すみ子 | 長野県上伊那郡箕 輪町中箕輪1445番 地3 | 本社営業所 | 長野県上伊那郡箕 輪町中箕輪1445番 地3 | 輸送施設の使用停止 (110日車)及び文書警 告 | 貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項 | 令和3年1月21日、監査実施。11件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束 時間及び休日労働の限度に関する違反(安 全規則第3条第4項)、(3)定期点検整備等の 未実施(安全規則第3条の2)、(4)点呼の実 施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(5) 点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)、 (6)乗務等の記録違反(安全規則第8条)、 (7)運行記録計による記録違反(安全規則第 9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(安 全規則第9条の3第1項)、(9)運転者台帳の記 載不備(安全規則第9条の5第1項)、(10)特 定の運転者に対する運転適性診断受診義務 違反(安全規則第10条第2項)、(11)運行管 理者に対する指導監督義務違反(安全規則 第22条) | 11 | 11 |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。